

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を含む)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年 間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____60%(または _____円) 手数料負担者は求人者としてします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年 間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____60%(または _____円) 手数料負担者は求人者としてします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年 間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の着手金 100 万円 活動費1日当たり 5 万円 _____成功報酬 50%(または _____円) 手数料負担者は求人者としてします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年 間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____60%(または _____円) 手数料負担者は関係雇用主としてします。

※上記手数料には、消費税は含みます。別途加算となります。